岩手県告示第746号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊 危険区域を指定する。

平成25年10月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 只越(2)

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱 7 号と 8 号を急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和49年岩手県告示第171号)で指定した只越町急傾斜地崩壊危険区域に係る土地の境界線に沿って結んだ線、標柱 8 号から15号までを順次結んだ線及び標柱 7 号と15号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大 字	字	地 番	標柱番号
釜石市	天神町		186番	標柱7号、14号及び15号
			190番 9	標柱8号及び9号
	釜石	第2地割	167番13	標柱10号
			167番12	標柱11号
			167番14	標柱12号及び13号